議案第23号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例 (平成12年大阪市条例第62号) の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項及び第2項中「建ペい率」を「建蔽率」に改める。

別表第10第7号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同表第9号の2、第10号、第13号、第15号の2及び第18号中「建ペい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域内における建築物の建築等の許可の申請に対する 審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるの で、この案を提出する次第である。

大阪市建築基準法施行条例 (抄)

(耐火建築物等としなければならない建築物)

第3条の2 法第53条第1項第2号の規定により建築物の<u>建ペい率</u>の限度が10分の8とされてい **建蔽率**

る地域(防火地域を除く。以下「対象地域」という。)内の建築物で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。ただし、法第61条各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(1) <u>建ペい率</u>が10分の 6 (法第53条第 3 項第 2 号に該当する建築物にあっては、10分の 7 。次 <u>建蔽率</u>

号において同じ。)を超え、かつ、延べ面積が500平方メートルを超える建築物 省 略

- (2) <u>建ペい率</u>が10分の 6 を超え、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物 省 略 **建蔽率**
- 2 建築物の敷地が対象地域の内外にわたる場合(建築物の全部が対象地域内にあるときに限る。)における当該建築物に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「10分の6(法第53条第3項第2号」とあるのは「、10分の6に対象地域内にある敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たもの及び法第53条第1項の規定による対象地域外の地域内の建築物の建ペい率の限度(当該対象地域外の地域内にある敷地の部分の全部が防火地域(同項第2建蔽率

号の規定による建築物の<u>建ペい率</u>の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火 **建蔽率**

地域」という。)である場合にあっては、10分の6、当該対象地域外の地域内にある敷地の部分が同項の規定による建築物の<u>建ペい率</u>に関する制限を受ける地域(特定防火地域を除く。) **建 藤**

又は区域の2以上にわたる場合にあっては、同条第2項の規定の例により算出した建築物の<u>建</u> 建

ペい率の限度、当該対象地域外の地域内にある敷地の部分が特定防火地域及び同条第1項の規 **蔽率**

定による建築物の<u>建ペい率</u>に関する制限を受ける地域(特定防火地域を除く。)又は区域にわ **建蔽率**

たる場合にあっては、特定防火地域内の建築物の<u>建ペい率</u>の限度を10分の6として同条第2項 **建蔽率**

の規定の例により算出した建築物の<u>建ペい率</u>の限度)に対象地域外の地域内にある敷地の部分 **建蔽率** の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計(同条第3項第2号」と、「10分の7。 次号において同じ」とあるのは「当該合計に10分の1を加えた数値。以下「算出数値」という」 と、同項第2号中「10分の6」とあるのは「算出数値」とする。

3-5 省略

別表第10 (第6条関係)

- (1)-(6) 省略
- (7) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書<u>又は</u>第12項ただし書**又は第13項ただし書**(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 省 略

(7の2)-(9) 省略

(9の2) 法第53条第4項の規定に基づく建築物の<u>建ペい率</u>に関する特例の許可の申請に対する 建蔽率

審査 省 略

(10) 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の<u>建ペい率</u>に関する制限の適用除外に係る許 **建蔽率**

可の申請に対する審査 省 略

- (11)-(12) 省略
- (13) 法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、<u>建ペい率</u>又は建築面積に関する特**建蔽率**

例の許可の申請に対する審査 省 略

- (14)-(15) 省略
- (15の2) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、<u>建ペい率</u>、建築面積又 **建蔽率**

は高さに関する特例の許可の申請に対する審査 省 略

(15の3) - (17) 省略

(18) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の<u>建ペい率</u>に関する特例の認定の申請に対する審**建蔽率**

査 省 略

(19) - (29) 省略